

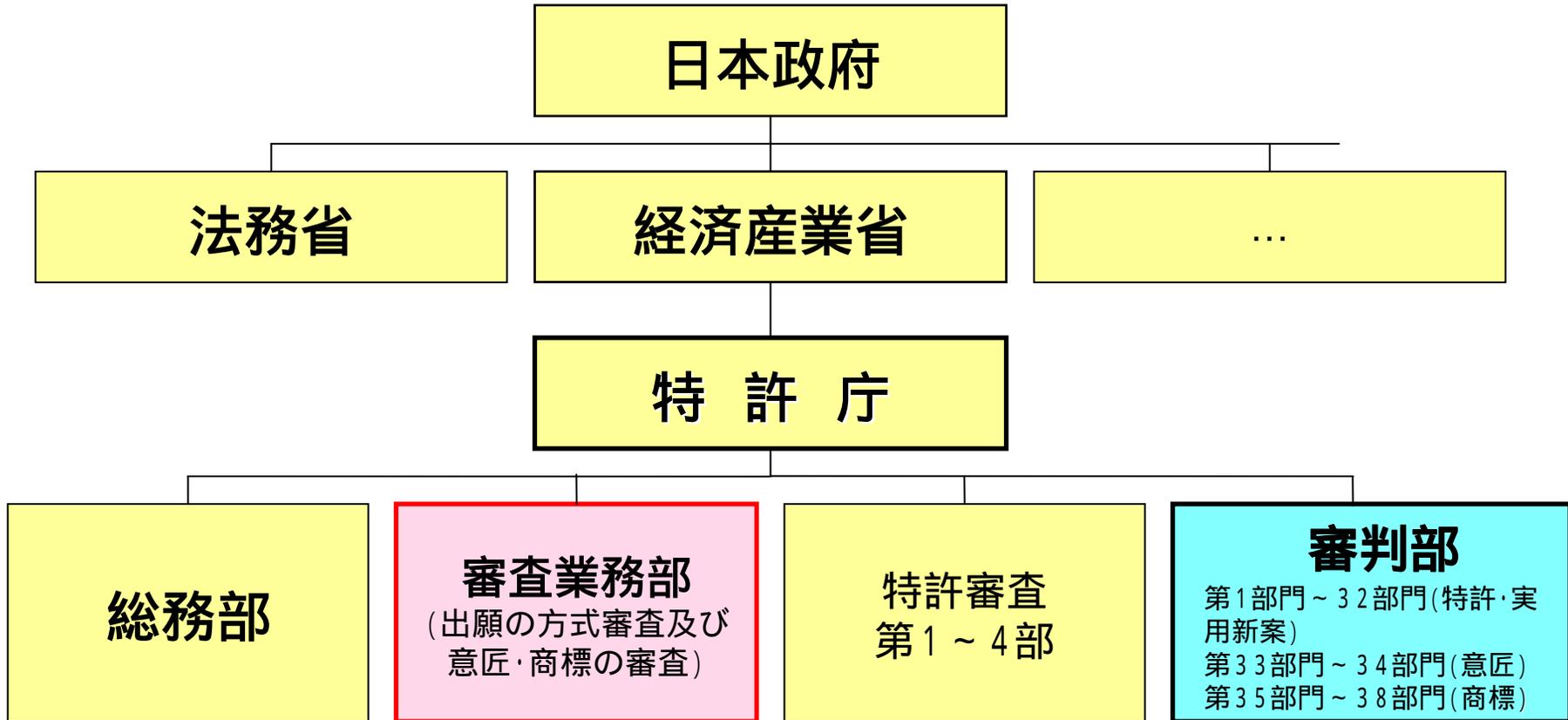
資料 2

經濟產業省 提出資料

行政不服審査制度検討会中間取り まとめに対する意見等について

平成 19 年 5 月
特 許 庁

特許庁の組織図



方式審査の処分に対する不服申立(行政不服審査法)は、審査業務部内の組織で審理する。
また、審査の結果(特許又は拒絶)に対する不服申立(特許法等の個別法)は、審判部で審理する。

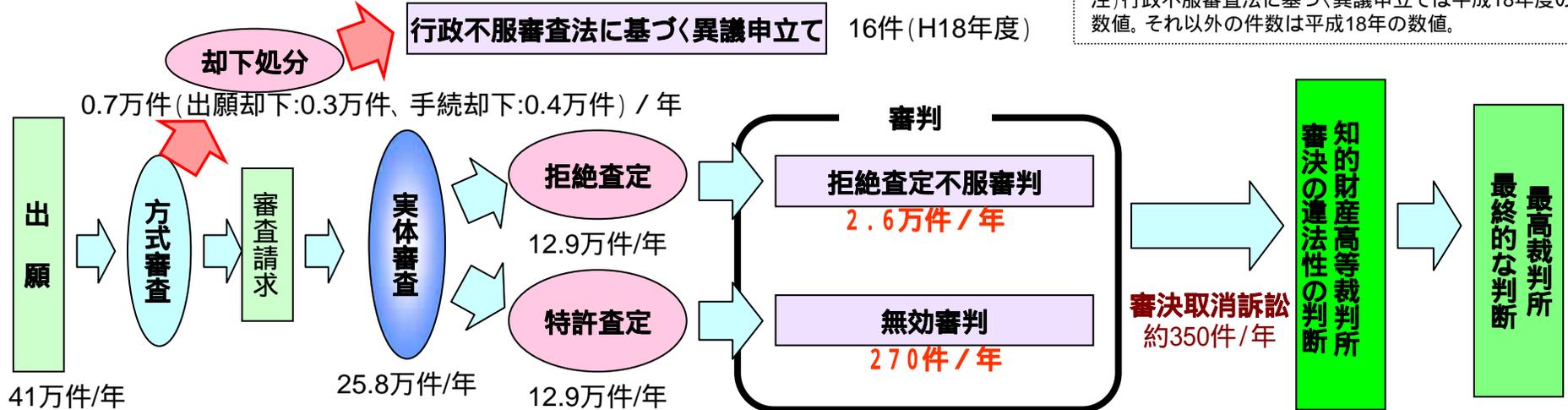
職員数(平成18年)

全職員:2,716人、審査官:1,468人、審判官: 386人

特許庁における実体審査等と不服申立て

- ・特許庁においては、特許法をはじめとする産業財産権法に基づき、出願書類が法令に従い記載されているかどうかを判断する方式審査及び権利付与の要件を満たしているかどうかの判断を行う実体審査を行っている。
- ・出願書類が法令に従って記載されていない(不適法な)場合、出願は却下処分となる。この却下処分については、行政不服審査法に基づく異議申立てが可能である。
- ・また、実体審査においては、特許査定(登録査定)又は拒絶査定という処分がなされる。このうち、拒絶査定については、拒絶査定不服審判の請求(特許法121条)が可能である。また、特許査定については、特許権等の設定登録後、特許権等を無効にすることについて無効審判の請求(特許法123条)が可能である。

審査・審判の流れ(特許を例として)

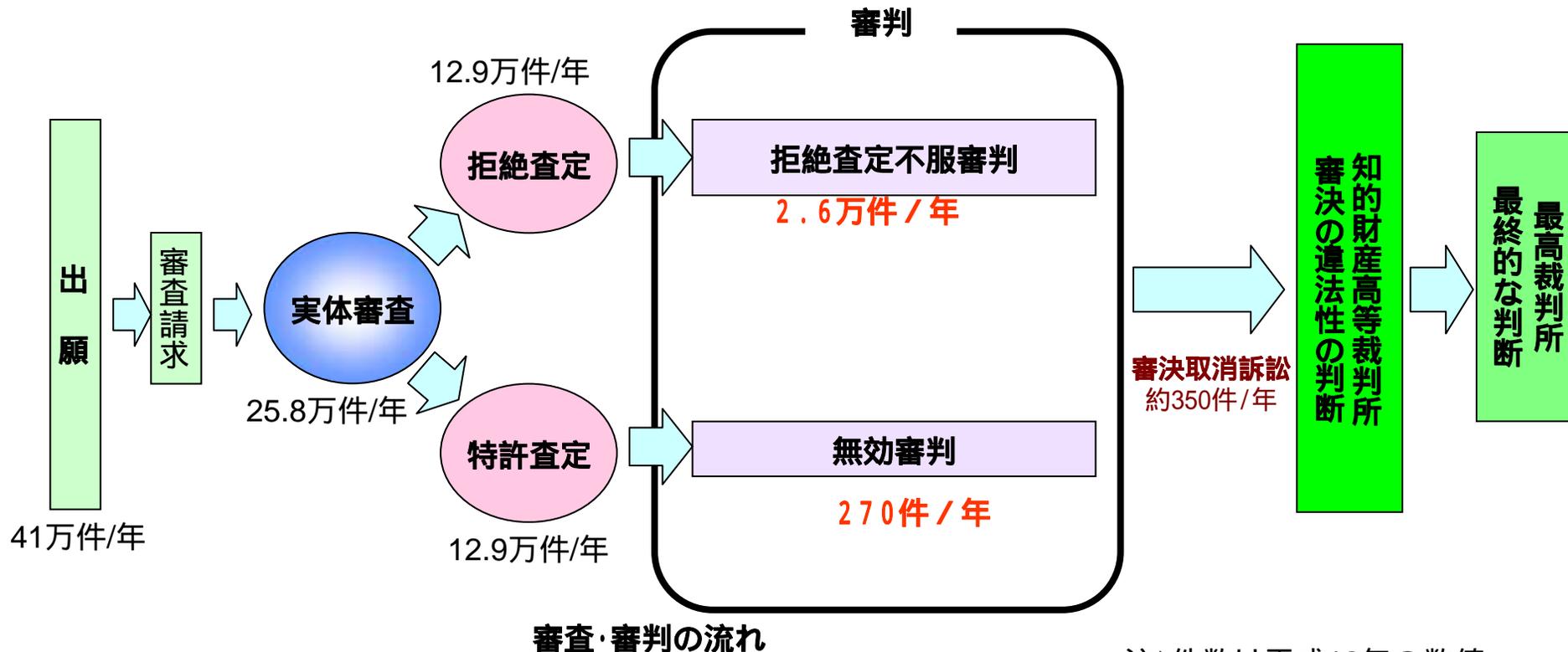


〔基礎データ(特許)〕

	特許出願件数	年間最終処分件数	審査順番待ち期間	未処理件数
平成17年	約43万件	約22万件	約26ヶ月	約76万件
平成18年	約41万件	約26万件	約26ヶ月	約84万件

特許制度における審判について

1. 特許審判は、出願された発明について、独占的権利付与の妥当性を判断するものである。
2. 特許審判においては、高度な専門的判断に基づき、2万件を超える事件を迅速に審理している。
3. 特許審判は第一審に位置付けられる(審級省略)。
4. 民事訴訟法に準拠した公正な手続が確保されている。 攻撃、防御の機会の提供、証拠調べ手続等。
5. 公正・中立性を確保するための厳格な除斥、忌避の制度がある。 前審の審査に関与した審査官は合議体から排除される。



注) 件数は平成18年の数値

審理の形態

3名(重要案件は5名)の審判官からなる合議体により審理

審判請求人及び審査官(無効審判の場合は権利者)の主張を踏まえ、権利付与の妥当性を判断(必要により、争点を明確化させるため審尋を活用)



合議体による審理

- ・口頭審理
- ・書面審理
- ・民訴法に準拠した手続
- ・除斥・忌避

審判官指定

方式審査

審判請求

審決

送達

行政不服審査制度検討会「中間とりまとめ」に関する意見

第1 不服申立ての基本構造の簡素化 3 不服申立ての基本構造の例外

・大量集中的に処分が行われ、かつ、当該処分に対する不服が概して要件事実の認定の当否に係るものについては、「再調査請求」による救済手段とすることが適切であると考えます。

・この場合において、救済手段の構造をより簡素なものとし、全体として不服申立人の負担が重くならないようにするため、「再調査請求」に対する裁決を経た後であれば、不服申立人の選択により、審査請求を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができるようにしていただきたい。

(特許庁の処分)

特許庁が行う処分(特許法、実用新案法、意匠法及び商標法(以下「特許法等」という。)の規定により行政不服審査法に基づく不服申立てができないこととなっているものを除く。)は大量になされるものであり、かつ、それに対する不服申立ての争点のほとんどが、法令に定める手続要件(様式、証明書の添付など)に違反しているかの認定に関わるものとなっている。

(注)平成18年の出願却下処分:約3,000件、手続却下処分:約3,900件、いずれも特許のみ

(不服申立て件数)

平成17年度 48件(異議申立て31件、審査請求17件)

平成18年度 26件(異議申立て26件)

*平成17年度の審査請求は、審判長が行った却下処分に対するもの1件のほかは弁理士試験の科目免除に関するものである。

(申立人の負担の軽減)

不服申立てができる処分については、処分担当者等が改めて処分を見直す「再調査請求」(仮称)によって、簡易迅速な手続による権利利益の救済の実現が可能と考えられるところ、「再調査請求」の後に、さらに「審査請求」も認めることとすると、不服申立人の負担が重くなることが懸念される。

(不服申立てと訴訟との関係条文)

特許法184条の2、実用新案法48条の2、意匠法60条の2、商標法63条の2

第5 不服申立期間

・行政不服審査法の不服申立期間を3か月又は6か月に延長するのであれば、特許法のように第三者との関係で原処分を早期に確定する必要がある場合には、当該個別法でより短期の不服申立期間を規定することができるようにしていただきたい。

(原処分が確定しないことが第三者に与える影響)

例えば、特許法は先願主義を採っているため、先願に対する出願却下処分がなされた場合、当該処分が適法であれば、後願は特許になりうるが、当該処分が不適法であれば、後願は拒絶される。したがって、当該処分が争われている間は、後願の権利を確定できない(次頁図説参照)。

第7 第三者機関

・特許庁における行政不服審査の一部について、第三者機関による判断を仰ぐこととなれば、特許審査の迅速化についての政府方針等がある中で、重大案件に限られるとは言え、審査期間の長期化を招きかねないことを懸念。

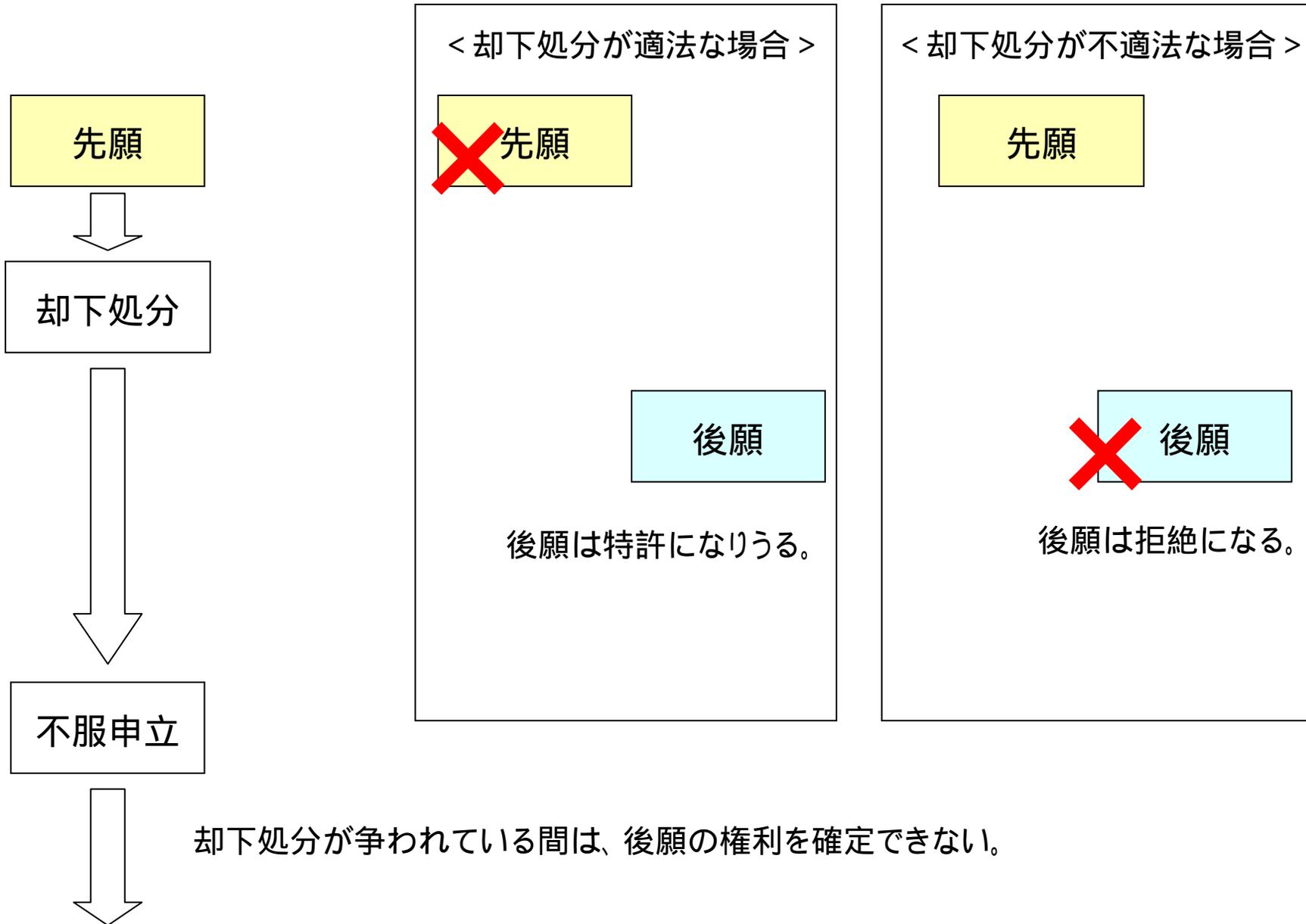
・また、第三者機関の構成人数については、簡易・迅速な手続という行政不服審査の本旨にかんがみれば、必要最小限とすべき。

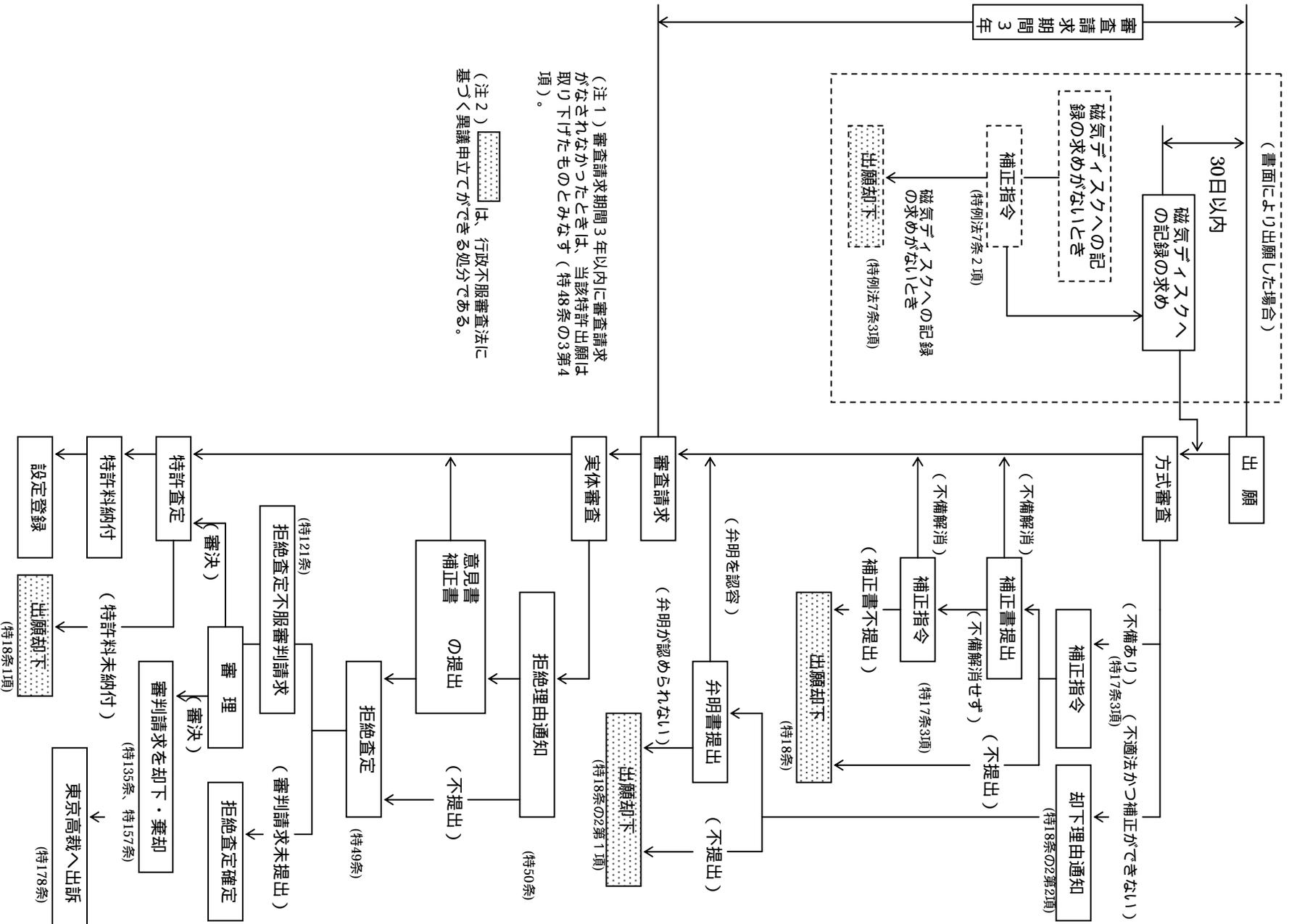
・なお、行政手続法による聴聞を行った後、あらかじめ審議会の意見を聞いて行われる処分(例、弁理士法に基づく弁理士の懲戒処分)等については、慎重な手続きを既にとった上で処分が行われていることから、不服審査に際しての第三者機関への諮問については適用除外とすべき。

(弁理士の懲戒処分)

弁理士法33条4項の規定による弁理士の懲戒処分(戒告又は2年以上の業務停止)は、行政手続法13条1項の規定による聴聞を行った後、相当な証拠により弁理士法又は同法に基づく命令に違反した事実があると認めるときは、工業所有権審議会の意見を聴いて行うこととなっている(弁理士法33条5項)。

行政不服申立期間の変更が特許手続に与える影響（図説）





(注1) 審査請求期間3年以内に審査請求がなされなかったときは、当該特許出願は取り下げたものとみなす(特48条の3第4項)。

(注2) 出願却下は、行政不服審査法に基づき異議申立てができる処分である。

「行政不服審査制度検討会 中間取りまとめ」に対する意見

平成19年5月
情報公開推進室

1. 情報公開に関する不服申立ての状況

(1) 不服申立て及び裁決・決定の件数と内訳

情報公開法に基づく開示決定等に対し、開示請求者又は第三者（自己に関する情報が開示の対象となっている者）からなされる不服申立ては、全体の1割強。

不服申立てに対し、情報公開・個人情報審査会（以下「審査会」という。）の答申に従い、一部認容して原処分を取り消し又は変更しているのは、約15%。

(2) 審査会制度の状況

審査会制度は、概ね有効に機能しているとの印象。

- ・ 情報公開に特化して専門性と中立性を両立。
- ・ 答申が「判例法」として機能。
- ・ インカメラ審理が可能。

他方で、開示請求に形式上の不備(手数料未納等)による不開示決定のように、実質的な判断を要しない場合であっても、全て審査会に諮問せざるを得ないという問題もある。

2. 中間取りまとめに対する意見

(1) 全体について

- ・ 慎重な審理方式を導入する際には、濫用のリスクを想定し、行政コストの観点にも配慮していただきたい。

(2) 「第2 客観的かつ公正な審理の実現」及び「第7 第三者機関」について

- ・ 第三者機関を導入した分野においては、第三者機関の下で対審構造がとられるため、別途、審理担当官を置くことは屋上屋を架すことにならないかと考えられる。
- ・ 第三者機関制度を導入した分野では、諮問庁における審理手続と第三者機関における審理手続の関係を整理する必要があるのではないかと。
- ・ 対審構造を導入するとしても、明らかに実質審理を要しない案件を除外する余地を残すことが合理的ではないか。
- ・ 第三者機関制度を実効的なものとするためには、ある程度分野を限定せざるを得ないのではないかと。

「行政不服審査制度検討会中間取りまとめ」に対する意見

平成 19 年 5 月
経 済 産 業 省

行政不服審査制度は、簡易かつ専門的な判断の下、迅速に不服申立人の権利利益の救済を図る手続であり、その手続的保障のレベルを上げることについては当省としても賛同する。他方、制度設計に当たっては、個別の行政分野ごとの事情を踏まえて、既存制度の蓄積・メリットを活用しつつ、客観的かつ公正な手続と簡易迅速性・専門性とのバランスを図ることが必要である。

このような観点から、「行政不服審査制度検討会中間取りまとめ」(以下「中間取りまとめ」という。)において示された制度改正の骨子について、以下の意見を提出する。

1. 特許法に基づく不服申立て手続について

- 特許法に基づく不服申立て手続については、特許審査迅速化という政府の統一方針に沿い、第三者との関係における原処分¹の早期確定の必要性を勘案した制度設計とする必要がある。一般の不服申立手続と同様の手続の導入は、必ずしも迅速かつ専門的な処理を求める多くの申立人の利益に資するものとならず、本分野のニーズに即した以下のような制度となるよう、行政不服審査法上特例的な制度を設けることとするか、あるいは行政不服審査法の適用外とし、特許法上かかる制度を規定するか等の扱いとすることが必要。

制度設計のポイント

中間取りまとめに位置づけられた「再調査請求」による対審構造によらない簡易迅速な手続を採用することとしたうえで、再調査請求を経た後、審査請求人の選択により、審査請求を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができることとする。

第三者との関係で原処分を早めに確定する必要があることから(例・特許出願における先願と後願の関係)、不服申立期間は3ヶ月又は6ヶ月に延長することとせず、より短期の不服申立期間とする。

弁理士法に基づく弁理士の懲戒処分など、行政手続法による聴聞を行った後で、あらかじめ審議会の意見を聞いて当該処分を行うことが法定されているものについては、第三者機関への諮問を要さないこととする。

2. 情報公開法に基づく不服申立て手続について

- 情報公開法における不服申立てについては、同法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法により、専門性と中立性を兼ね備えた第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会が対審構造の下で審理を行う手続が機能しており、これを前提として、屋上屋を架した制度とならないよう、これとは別に、審理担当官による対審構造審理を導入することは適当ではない。したがって、制度改正に当たっては、現行の同審査会制度を活かす方向で、行政不服審査法上の特例的な制度と位置づけるか、あるいは同法の適用除外として情報公開法等に必要な規定を設ける等、体系的かつ効率的な制度とすべき。

3. 「客観的かつ公正な審理の実現」(中間とりまとめ4ページ)及び「審理迅速化のための措置」(中間とりまとめ6ページ)について

- 審理担当官については、決裁ラインからの相対的な独立性を維持しつつも、審理における専門的な知見の必要性や人員・組織上の制約の観点から、一律に本省に一元的に設けることとせず、必要に応じ、外局・特別の機関という機関単位毎に設置することも可能とするように措置すべき。

4. 「新たな救済(裁決)の態様」について(中間とりまとめ8ページ)

- 中間とりまとめにある、「行政手続法に、一定の処分を求める法律上の利益を有する者が、書面で具体的な事実を摘示して一定の処分を求める申出をした場合には、行政機関は、当該処分に係る法令に照らし必要と認めるときは、その内容について検討し、適当な措置を講じ、その結果を通知すべき旨を定める」ことは許容する。他方、これを超えて、行政不服審査法上に非申請型の義務付け裁決に係る制度を位置づけたうえで、処分庁の応答義務を課し、あるいは対審構造で審理するという制度設計にすることは、必ずしも当該申立てに合理性があるとは限らない中で、過剰に申立てがなされ、それに対応する行政コストの上昇により、優先的に対応されるべき本来業務や他の審査請求手続の遅延等が発生しかねないことから、適当ではない。

5. 「第三者機関」について(中間とりまとめ10ページ)

- 第三者機関への諮問については、他の中立的な第三者で意見聴取を行う手続が存置されている場合、これと屋上屋を重ね、過剰な制度とならないようにすること。具体的には、行政手続法による聴聞を行った後で、あらかじめ審議会の意見を聞いて処分を行うことが定められているものについては、第三者機関への諮問を要しないようにすべき。

6. その他確認事項

- その他以下の事項について確認したい。

中間取りまとめにおいては、「審査請求人は審理担当官の許可を得て処分担当者に対し、処分の内容及び理由について質問を発することができる」とされているところ、

- ・ 専門的・技術的な質問については、即座に応答することが困難な場合や不十分な回答となる場合も想定されることから、後日回答することも許容されること。
- ・ 簡易迅速な手続を担保する観点から、審理担当官は質問の許可を判断するに当たり、処分内容と関連性の認められないような質問を制限することができること。

標準審理期間を設定するに当たっては、行政不服審査法に基づく手続について一律に期間設定することとはせず、各行政分野の専門性や個別の事情等を踏まえて対応することができること。

に関し、多数人が共同不服申立人となっている事案で審査庁等が総代の互選命令を発した場合において、共同不服申立人が当該命令に服しない場合には、簡易・効率的な手続を確保する観点から、審理手続が中断されることとなることも許容されること。また、この取扱いは新制度の移行後においても確保されること。

新制度の適用範囲については、原処分の時点で不服申立てすることができる期間等の手続に関する教示をすることになることから、行政の現場に混乱が生じることを回避するため、新制度の施行後に原処分を行った事案から適用されるよう、制度の移行に伴う必要な経過的措置が講じられること。